

電気事業法第27条に基づく使用制限について
(よくある御質問について)

問. 通知書に記載されている「指定する電力の値」が電気事業者から聞いている数値と異なるのですが、理由を教えてください。

(答)

- 通知書に記載されている「指定する電力の値」が昨年夏の使用最大電力の場合、原則、基準期間(※1)の指定時間(※2)における1時間当たりの使用電力の最大値を使用しています。
- 1時間当たりの使用電力の最大値とは、A時～A+1時の1時間当たりの平均使用電力の最大値です。
- 他方で、電気事業者が提供しているデータの中には、A時～A時半の30分当たりの使用電力量の最大値を2倍した値を使用最大電力と称している場合がありますが、これは、今回の使用制限の根拠となる使用最大電力の考え方とは異なります。
- 今般の使用制限においては、今年の夏の1時間当たりの想定需要の最大値(※3)を確実に抑制するという観点から、使用電力の実態に即した「1時間当たりの使用電力の最大値」を15%削減する制度としています。

※1基準期間:平成22年7月1日～9月22日(東京電力管内)

平成22年7月1日～9月9日(東北電力管内)

※2指定時間:9時～20時

※3東京電力管内:6,000万kW、東北電力管内:1,480万kW

問. 弁明書はどのような場合に提出するのですか？

(答)

- 弁明書は、経済産業省からの通知書の記載内容、例えば、通知書に記載されている「指定する電力の値」(昨夏の使用最大電力等)に疑義がある場合に提出いただくことが可能です。

- 弁明書を提出される場合には、経済産業省から通知書に記載された需要設備番号を明記の上、通知書のどの部分に疑義があるのか、その理由を付した上で提出をお願いします。

- なお、共同使用制限スキームや制限緩和を受けるために弁明書の提出が必要と解されている方が多く見受けられますが、弁明書は共同使用制限スキームや制限緩和の申請書とは別のものですのでご注意ください。